

平成30年度答申第58号
平成31年1月16日

諮問番号 平成30年度諮問第59号（平成30年12月20日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件諮問については、当審査会における調査審議は行わず、速やかに裁決のための手続に進むことが相当である。

理 由

- 1 本件は、審査請求人が、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）4条の規定に基づき、兄である故Pに係る第10回特別弔慰金の請求をしたのに対し、これを却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）を受けたため、審査庁に対し、本件審査請求をした事案であり、本件却下処分の取消しを求めているものと解される。
これに対し、審査庁は、本件却下処分は取り消されるべきものであり、本件審査請求は認容すべきであるとして本件諮問を行った。
- 2 このように、処分庁又は処分庁の上級行政庁のいずれにも当たらない審査庁が、本件審査請求について、これを全部認容するのが相当であるとの意見を当審査会に示し、既に審査請求人にとって最大限有利な判断がされる予定であることが明らかになっている本件においては、審査請求人の権利利益の救済の観点から本件諮問について当審査会が調査審議を行う意義は見いだせず、むしろ迅速な救済を図るために速やかに裁決のための手続に進むことが相当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ